

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 令和3年6月24日（木） 午前9時30分
2. 場 所 第3委員会室
3. 出席委員 中平委員長・上田副委員長・林委員・吉津委員・綾城委員
江原委員・田中委員・ひさなが委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 堀局長・白井主査
8. 協議事項
6月定例会本会議（6月21日）から付託された事件（議案7件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前9時30分 閉会 午前10時24分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和3年6月24日

総務民生常任委員長

中 平 裕 二

記 録 調 製 者

白 井 陽 子

中平委員長 おはようございます。本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますよう、お願いします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式により、できるだけ簡明に行われますよう、お願いします。なお、採決は挙手により行います。賛成の方の挙手をしていただきますが、委員長が結果を宣告するまで手を挙げたままお待ちください。それでは、これより、本委員会に付託されました議案 7 件について、審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。「ご異議なし」と認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。それでは、はじめに、議案第 6 号「長門市介護保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永健康福祉部長 おはようございます。議案第 6 号の条例改正につきましては、別添の議案参考資料 9 ページから 10 ページに改正の趣旨及び内容等をお示ししており、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

ひさなが委員 おはようございます。それでは議案第 6 号「長門市介護保険条例の一部を改正する条例」議案参考資料 9 ページに対しまして質疑をさせていただきます。まず条例の改正による財政的な影響があるのか伺いたいします。

入野高齢福祉課長 おはようございます。財政的な影響につきましては新型コロナウイルスの影響による保険料の減免額については、対象者が限られるということで、影響額も限定的かと考えております。よって、今回の補正予算での計上を見送っているところでございます。

ひさなが委員 減額または免除される所得金額が令和 2 年度の条例改正より 10 万円増額された理由をお聞かせください。

入野高齢福祉課長 令和 2 年分の所得に対する税制改正が行われまして、給与所得控除及び公的年金の控除額につきましては、10 万円減額されております。そのことによって所得が 10 万円ほど増額になることから、これに対応して減免割合の基準となる合計所得金額の 10 万円の増額としておるところでございます。

中平委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 34 —

— 再開 09 : 35 —

中平委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 8 号「財産の取得について（30m 級先端屈折式はしご付消防自動車）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

杉村消防長 議案第 8 号「財産の取得について」でございしますが、これは中央消防署に配備しております 30m 級はしご車を更新するものです。現在使用しておりますはしご車は、平成 10 年に購入し、22 年が経過し車両の老朽化により安全性を確保することが難しいことから、更新整備をするものです。なお、このたび整備するはしご車は先端屈折式を採用することとしており、これまで以上に安全に救助・救出活動ができるものとなっております。

中平委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

吉津委員 1 点だけお願いします。このはしご付消防自動車について、国内で製造しているメーカーというのは 2 社になっていると思うんですが、今回の入札で落札率が 99.9% で 1 社は辞退をしておりますけれども、この 5 社による指名にした理由について伺います。

宮本総務課長補佐 入札につきましては、長門市物品等及び業務委託競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する要綱に基づき執行しております。委員おっしゃられましたとおり、はしご付消防自動車につきましては国内で製造しているメーカーは株式会社モリタと日本機械工業株式会社の 2 社のみでございまして、この度の入札につきましても、長門市入札参加資格者名簿に登載、かつ、この 2 社の代理店及び取り扱い可能業者が県内に 5 社ありましたことから、アフターケア等も考慮いたしまして県内近辺で指名したものでございます。

中平委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 8 号について、原案のとおり決定することに賛

成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 8 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 39 —

— 再開 09 : 39 —

中平委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 11 号「工事請負契約の締結について（長門市光ファイバー網整備事業施設整備工事（仙崎・深川地区）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林企画総務部長 おはようございます。議案第 11 号は、仙崎地区及び深川地区における光ファイバー網の整備にあたり、この 6 月 14 日に指名競争入札を執行した結果、株式会社ソルコム山口支店が落札したことから、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

中平委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

綾城委員 おはようございます。3 点ほどお伺いします。まず 1 点目です。今回の入札は一般競争入札ではなく、指名競争入札となっておりますが、これにされた理由をお尋ねいたします。

松岡デジタル推進班主査 本事業は、国庫補助事業を活用しておりまして、補助要綱上、年度内発注・完了が原則でございます。このため、一般競争入札よりも発注期間が短くなることから、指名競争入札としたところでございます。

綾城委員 分かりました。続いてですが、このたびの変動型最低入札価格、これを設定しているわけですが、1 点確認です。この変動型最低制限価格制度を採用している、これまで採用している経緯、そして理由について改めてお尋ねいたします。

大田監理管財課長 変動型最低制限価格制度を導入した経緯でございますが、以前の最低制限価格制度というのが予定価格をベースに設定をしているものでございまして、内容から言いますと、結果から言いますとくじ引きにより、運による落札業者が決まる状況というのが多発しておりました。その間、改正担い手 3 法等があり、適正な予定価格の設定であったり、ダンピング受注の防止等々が言われたところでございますが、このくじ引きによる答え合わせのような落札業者を決定する内容を改正すべく、より市場価格を反映させたダンピング受注を防ぐ目的、競争性をより担保するということで予定価格以下の価格について、この全札の平均額をとってそれに対する指数をかけて最低制限価格を設定するという内容でございまして、当日の応札後に最低制限価格を決めると

いう変動型を、これが変動型ということで、先ほど申し上げました、より競争性を担保するという目的で導入をしております。

綾城委員 分かりました。それでは 3 点目、これで最後になります。今回の入札を経て、これから事業が始まっていくわけですがけれども、地元業者への発注の機会の確保、これについてどのように考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

松岡デジタル推進班主査 工事の性質上、現地の地理を熟知している市内業者、これらの活用が不可欠でもあることから、工事の仕様書において、地元企業の積極的な活用について明記をしておるところでございます、施工にあたりましては市内事業者の活用をお願いすることとしておるところでございます。

林委員 おはようございます。それでは、今の変動型最低制限価格制度についてのご説明が先ほどありました。それで、今回一応 10 社、入札参加業者があったものの、5 社が辞退をされているということでもありますけれども、これはどういった理由なんでしょうか。辞退理由というか。

宗村監理管財課検査監 全ての業者を確認したわけじゃないんですが、技術者の配置ができない、あとは工期的な問題等を理由に辞退されていることは確認しております。

林委員 それで、先ほどの 8 号議案も関連するんですけれども、この工事請負契約というのは市の発注する工事に対して業者との仮契約を議会に諮って議決を求めるものですね。議会が可決した場合に初めて正規に本契約を締結することになります。条例では、工事請負の場合は予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事の請負が議会の議決を必要とするんだと。で、いつの頃からか、この議案の参考資料に仮契約書が添付されなくなったんですよ。いつの頃からか。業者の仮契約書というのがあって、それが説明資料として、以前は添付されていたんです。これ、何でなくなったんですか。

小林企画総務部長 林委員のご指摘でございます。ちょっとその辺前後の経緯等分かっている者がおりませんので後ほど・・・

林委員 後ほどと言っても多分議決はもう終わっているはず。議事が閉じちゃうから。それは良いんですけども、ぜひね、以前は議会に提示するときには仮契約書の写しも参考資料としてあった。それがいつの頃からかなくなって今のこういう形になっている。もう一度いまひとつ、自治法上に基づく手続きとしてぜひ添付資料として仮契約書の写しも。これが正規の、それを議決するわけだから。仮契約を。よろしくぜひ善処していただきたいなと思います。それで、最後に副市長にお尋ねしますが、いきなりご指名をして申し訳ないんですけど、昨日の一般会計補正予算のときでも、この光ファイバーの件について若干質疑がありました。今回、この発注形態を設計施工と、議会は「発注形態を

設計施工分割発注すべきじゃないか」と3月の当初予算審査のときの議決を終えての附帯決議に明記しました。昨日も若干触れられたんですけども、その理由はあえて問いません。昨日も説明あったしこれまでも聞いていますので、なぜこれが一括発注に**なったんだ**というんじゃないくて、今回入札を終えて工事が施工されます。その場合、じゃあ実際どうだったのかと。我々も附帯決議を挙げた責任がありますのでね、議会として。やはりちゃんと検証をしていただきたいんですよ。そのあたりの考えを副市長にお尋ねして質疑を終わります。

大谷副市長 それではご指名でございますので、私からお答え申し上げたいと思います。まず、この3月定例会におきまして議会から附帯決議という形で「FTTH 化事業に関連して設計施工の一括発注を見直し、工事の責任に対しての明確化を図ること」という決議をいただいております。この決議は大変我々にとっては重いものでございます。当然今回、昨日も担当部長から答弁を申し上げましたように、設計施工一括発注という方式を取らせていただきました。このことをご説明申し上げたのは、私が会長をしております指名審査会を経てこの決定を下したわけでございますけども、ここに到るまでには決議を念頭に入れながら苦渋の決断として、この国庫補助採択事業という、極めて限られた日数の中でいかに年度内の工事を終わらせることができるかという中で決めた判断でございます。しかし、おっしゃるとおり、この責任に対しての明確化、つまり公共事業というものについては、設計・施工・監理というこの3本柱で成り立っております。私どもは従来、この公共事業は、設計と施工を分離して、それぞれに入札業務をかけてまいりました。そして、監理ということに関しては、その設計に携わった者が一番詳しいだろうということで、ほとんどの場合は随意契約によって監理を、設計・監理とこの2つを同じ業者がやってきたという経緯がございます。そういった意味では、本市にとりましては設計と施工を一緒にする、そして監理を分割するという、極めて珍しいと言いますか、初めての事業でございました。やはり、このことに関しては、私どもとしては忸怩たる思いではございますけども、3年間に及んだ38億円もの国庫補助事業、これを完遂させるためにはやむを得ない措置だったと思っております。そのため、この監理というところを分離発注することによりまして、第3者のチェックを受けると。今回の工事につきましても、設計業者、もちろん施工業者と一緒にするわけですけども、彼らが毎週のように会議を開きます。ここには監理業者も、そして市も携わって、設計がちゃんと目的どおり、手抜きのないように進んでいるか、これはチェックする体制を整えているというところでございます。こういったことで、この事業が完遂しました折には、今回の件、私どもにとっては初めてのケースでございましたので、しっかりと検証を行い、本来の先ほど申し上げた設計・施工・監理といった3つの工程が、今後、長門市政

にとって非常に透明性のあるものになるように、公平性のあるものになるように検証をしてまいる所存でございます。

上田委員 昨日からの続きっぽくなるんですけど、今林委員質問されましたのであらかたのことは耳に入っただけですけども、これまで3期出されていて、これが最後の4期目ということで、この度相当大きな補正が出ております。1、2、3がきっちり100%終了、完了しているんであるとすれば、その補正が何でそれだけ大きな補正が必要なんだろうかという、本当素朴な単純な話がいろいろ耳に入ってくるんですけども、非常に分かりづらい。単年度で終わっていないということも当然あるんですけども、3箇年に渡ってやってきた、その最後の4期目というふうな流れになっておりますので、どこの何が不足なのでというあたりの明確なものが出せますか。そういう・・・ちょっとすいません、分かりにくい意見なんですけども。誰かもし答弁がありましたら、よろしくお願いします。

山田企画政策課長 これは事業費が大きくなったと、3億円増額となった理由ということで受け止めましたが、よろしいですか。昨日の答弁の時も触れたんですけども、やはり通信需要が拡大していて、GIGAスクール等々によって、センター機器の容量がもたないと。今後旧長門地域もどんどん光化を行っていった需要があがってくれば、当然パンクしてしまうだろうということで、センターの通信機器、これを3期の工事で増強すると。これが約2億3,000万円ほど計画値よりも純増しておりまして、そこが一番の原因でございます。

上田委員 わかりました。それが一番の上がった原因だということは了解いたしました。今回、今、林委員がまさに一体発注の云々という話をされたのですけれども、私はやっぱりそういう昨日もその話をちょっと質問をしたんですけどもね、3年間にわたる工事の中で、やはりきちんと分けてそれなりに進んでいたとすれば、ひょっとしたらそのあたりの時系列による変化、そういったプラスアルファでできた内容というのが捉えることができたんじゃないかなんかという印象すら持っているんですよ。それで昨日、今日と質問をしました。

中平委員長 答弁はよろしいですか。執行部の方をお願いします。なるべく簡明に答弁がありましたらお願いします。ないようでしたら結構でございます。それでは他にご質疑はありませんか。ご質疑もないようなので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか（「なし」の声）ご意見もないので討論を終わります。採決します。議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09:57 —

— 再開 09:58 —

中平委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に議案第 3 号 長門市公共施設維持補修等基金条例を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林企画総務部長 それでは、補足説明を申し上げます。公共施設の改修による長寿命化、修繕・補修や解体撤去に充てるための財源を積み立て、適切に管理運用するため、新たに設置する基金について、必要な事項を定めるものがあります。

中平委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

ひさなが委員 議案第 3 号 長門市公共施設維持補修等基金条例、予算書 16 から 17 ページ、議案参考資料 1 から 2 ページについて質疑を行います。まず、長門市庁舎建設基金から編入をするということなんですけれども、今後、年次的に積み立てる予定があるのか、お伺いします。

大田監理管財課長 それでは質問にお答えいたします。平成 28 年 3 月に策定しました長門市公共施設等総合管理計画によりますと、近い将来、施設の大規模な改修や建て替えが集中するということが見込まれておりまして、それにより市の財政運営に大きな負担となると予想されております。本計画において、数値目標でございますが、公共施設の総量、総延べ床面積でございますが、平成 28 年度から令和 17 年度の 20 年間で 25% 以上削減をするという目標を掲げて、今現在、実施計画となるアクションプラン、第 2 次のアクションプランに入っておりますが、より良質なサービス提供を維持しながら、総量の抑制に取り組んでいるところでございまして、今回の本基金のほうを活用させていただきまして、公有財産である建物の維持補修等を行うことで施設の総量抑制、長寿命化を図り今後の財政負担の軽減平準化を図ることとしております。今回、長門市庁舎建設基金から約 4 億円弱を編入させていただきまして、計画的に建物の解体撤去、長寿命化及び随時補修等を行っていくということには、取り崩しのみの運用ですと基金財源が枯渇し、先ほど申し上げました目標を果たせなくなる可能性がございますので、本基金の運用に係る上限ラインを 2 億 5,000 万円とさせていただきまして、取り崩しによってラインを下回った場合、地方財政法の規定に基づきまして前年度の決算余剰金のうち、2 分の 1 相当額を財政調整基金に積み立てたあと、余裕があれば当該基金へ必要額を積み立てることとしております。

ひさなが委員 ただいま基金の運用に係る上限ラインが 2 億 5,000 万円というお話をいただきましたけれども、この 2 億 5,000 万円の積算根拠をお尋ねできますでしょうか。

大田監理管財課長 先ほど申し上げました、公共施設の総量削減のため、今現在、今年の 3 月に策定しております第 2 次アクションプラン、令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間で約 17 施設の解体を計画しております。これを 5 年間平均化しまして年次的に必要な解体撤去費用、約 1.5 億円とこの新庁舎の各改修年度ごとに必要となる維持管理理想費用、これ平均額が約 5,000 万円、それと既存施設の長寿命化、随時補修、修繕費用、特に自然災害等に対応するもの等を考えたときの対応財源として 5,000 万円、この 3 つを合わせたもの 2 億 5,000 万円ということで上限ラインを設定させていただいております。

ひさなが委員 処分に関することなんですけれども、基金の全部を処分するような、改修、解体撤去が必要と見込まれる公共施設があるのかお尋ねいたします。

大田監理管財課長 令和 3 年 4 月現在、長門市で管理しております公共施設というのが 320 施設ございます。そのうち、築 30 年以上経過している施設、これは平成 26 年度では 50%、令和 6 年度では 70%となる見込みでございます。そういった老朽化した建物等を踏まえると、建物の耐用年数を 60 年という形で、なおかつ築 30 年で大規模改修が必要、築 60 年で建て替えるということで試算をしております。現在取り組んでおります、先ほど申し上げました第 2 次アクションプランで 17 施設を解体する際に概算費用として 5 億 3,000 万円を見込んでおります。また、もうすでに完了していますが、第 1 次アクションプランで対応できなかった未対応施設、あと自然災害等で随時修繕対応をするもの等を考えたときに、内容によればトータルで基金全部を処分するということも考えられないことはないというふうには思っております。

中平委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 06 —

— 再開 10 : 07 —

中平委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 4 号「長門市国

定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林企画総務部長 それでは補足説明を申し上げます。行政手続きによる申請者等の負担軽減及び事務の簡素化・効率化を図るため、書面への押印を見直すことから長門市固定資産評価審査委員会条例、長門市職員のサービスの宣誓に関する条例、長門市火入れに関する条例、長門市学校職員のサービスの宣誓に関する条例の、それぞれ関係条例の規定を整理するものでございます。

中平委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 4 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 08 —

— 再開 10 : 09 —

中平委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 10 号「長門市個人情報保護条例等の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林企画総務部長 それでは補足説明を申し上げます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律がこの 5 月 19 日に公布され、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの再交付手数料を徴収する主体となることなど、関係法令の改正が行われたことから、個人情報保護条例ほか 2 条例の規定を整理するものでございます。

中平委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

綾城委員 長門市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について質疑いたします。議案第 10 号の参考資料、こちらによりますと（3）長門市証明等手数料条例、こちらの改正の内容です。個人番号カードの発行主体、こちらを地方公共団体情報システム機構に明確化されるとともに、機構がカードの発行に関し手数料を徴収することができ、その徴収事務を市に委託することができることが新たに規定されたというふうに記載されております。また、改正後の手数料は、市が機構から徴収の委託を受けることになるため、従来どおり市が徴収

するというふうに記載がありますけれども、これはつまり発行主体は機構に移行したが、窓口での市民サービスはこれまでと変更はないものかどうかということを確認いたします。

松永総合窓口課長 当該徴収事務につきましては、J-LIS からの委託契約の締結依頼がある予定でありまして、従いまして改正後も再交付申請者からは従来どおり手数料をいただきますが、その手数料は歳入歳出外現金として保管し、後日、市から地方公共団体情報システム機構に納入する流れとなります。

綾城委員 市民の方は窓口でこれまでと特に変わりなく、サービスがあるというふうな解釈でよろしいですか。続いて、もう 1 問質問いたします。これは手数料のほうもございます。こちらは手数料のほうは変更はないというような解釈でよろしいでしょうか。この手数料はどうなるのかお尋ねいたします。

松永総合窓口課長 手数料につきましては、先ほどの J-LIS は総務大臣の許可を得て手数料の額を定める規定が制定される予定であり、これまでと同額の 800 円で調整されているところです。

中平委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それでは、ただ今議案となっております議案第 10 号「長門市個人情報保護条例等の一部を改正する条例」について、反対の立場から討論を行います。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律は、令和 3 年 5 月 19 日に公布され、長門市個人情報保護条例等の一部を改正する条例案は、この法律に係る条例の規定を整理するものであります。デジタル技術の発展と普及によって、行政等の業務や手続きを効率化し、国民・市民生活の利便性を向上させることは大切なことであります。しかしそれは、行政機関が保有する膨大な個人情報の利活用を国民・市民自らが監視・監督できる法整備、体制整備と一体に行われなければなりません。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律は、個人情報のビッグデータ化、顔認証など AI、いわゆる人工知能の普及のもとでの個人情報保護、個人の基本的人権尊重のための新たな規定も、その考えさえも欠落しております。行政機関が特定の目的のために集めた個人情報を「もうけのタネ」として、本人の同意もないままに目的外利用、外部提供し、成長戦略へ、企業の利益につなげようとするものであり、個人情報保護をないがしろにし、プライバシーを侵害するおそれがあるからであります。すでに国や独立行政法人は、国立大学の学生の家庭事情、受験生の入試の点数に至るまで、大量の個人情報ファイルを非識別加工し、民間利活用の提案募集にかけており、プライバシーにかかる情報を本人が知らぬ間に行政から民間へデータ提供するのが法律の狙いであります。同法は、個人情報保護法制の一元化により、地方自治体が独自に制定する個人情報保護条例に

も縛りをかけるものであり、匿名加工した個人情報を外部提供する「オープンデータ化」を都道府県や政令市に義務化し、条例による個人情報の「オンライン結合の禁止」を認めないなど、個人情報保護の仕組みを切り捨て、市民が築き上げてきた保護のための制度を壊すことは許されないのであります。また、国と自治体の「情報システムの共同化・集約」が掲げられており、地方自治体は、国がつくる鋳型に収まる範囲の施策しか行うことになりかねないのであります。さらに、強力な権限をもつデジタル庁は、国の省庁にとどまらず、地方自治体や準公共部門に対しても予算配分やシステムの運用について口を挟むことができるようになるものであります。また、長門市証明等手数料条例の改正は、マイナンバーカードの発行主体が地方公共団体情報システム機構となり、手数料についても同機構が設定することになったことから、マイナンバーカードの再交付手数料の規定を削除するものです。政府は、マイナンバーカードを全国民に普及させ、行政手続きの原則オンライン化などを進めようとしていますが、果たして国民がすべての手続きのオンライン化を望んでいるのでしょうか。それが本当にスムーズな行政手続きを実現するのかについては、この間の特別定額給付金におけるオンライン申請での混乱や中小業者への持続化給付金支給の大幅な遅れを見ても疑問を感じざるを得ないからであります。システム改修など莫大な費用をかけて、膨大な個人情報の集積を行おうとしています。国民はその危うさに気付いているからこそマイナンバーカードの普及は思うように進まないのです。発行主体を変えるのも、マイナンバーカードの普及をさらに加速させるためであり、何が何でも促進させる動きには賛同できません。同法には、個人の預貯金口座のマイナンバーひもづけなども盛り込まれております。マイナンバー制度は、国民・市民の所得、資産、社会保障給付を把握し、徴収強化と社会保障費の削減を進めるものであり、こうした問題に関わる長門市個人情報保護条例等の一部を改正する条例案は認められません。そのことを申し上げて意見いたします。

中平委員長 ほかに、ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに、ご意見もないので討論を終わります。採決します。議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:19 —

— 再開 10:19 —

中平委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、議案第 5 号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光井市民生活部長 議案第 5 号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、条例改正の趣旨及び内容等につきましては、別添の議案参考資料 7 ページから 8 ページにお示しをしております。本条例改正につきましては、去る 5 月 25 日に国民健康保険運営協議会を書面開催としております。審議・承認をいただいたものを提出させていただいたものでございます。

中平委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

吉津委員 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。この条例改正による財政的な影響についてはどのようなものがあるのかをお尋ねいたします。

松永総合窓口課長 新型コロナウイルスの影響による保険料の減免額につきましては、国の特別調整交付金の交付対象となる予定で、歳入予算の組み替えが必要となる見込みです。しかし現時点では、その規模及び対象者数などが不明でありますので、今回の定例会では予算の補正を見送っておるところです。

吉津委員 はい、分かりました。あともう 1 点、この条例改正における市独自の支援策というのは考えられているのかお尋ねします。

松永総合窓口課長 市独自の支援策につきましては、国・県の財政支援の動向も注視しているところですが、本市国民健康保険事業につきましては、運営上影響がございましたので現時点では考えておりません。

綾城委員 1 点確認です。昨年度から引き続き今年度もということでの条例改正だと思いますけれども、これまでも現年分に対しては特別調整交付金が措置されてきたと思います。これまでは全額措置されてきたと。今年度については、また全額措置されるのか、その辺りの見解をお尋ねいたします。

松永総合窓口課長 現在のところ、特別調整交付金で対象にはなっているんですけれども、全額国庫補助かと言うと、その減免額が全体の保険料に占める割合等で率が変わってくるということで、大変流動的になっておりまして、現在のところは全額かどうかは確定ではございません。

中平委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生
常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 10 : 24 —